

# 避難行動要支援者名簿 Q&A

## Q: 避難行動要支援者名簿に登録したらどうなるのか？

A: 申請書に記入いただいた内容が「避難行動要支援者名簿」に登録され、地域支援を行う以下の関係機関(委員)へ情報提供されます。なお、提供された情報は、普段の見守り活動や災害時等の避難支援・安否確認などに活用されますが、関係機関(委員)には可能な範囲で活動を行っていただくものであり、災害時の支援が保証されるものではありません。

- ・自主防災組織(自主防災組織がない場合は町会)
- ・消防団
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・消防署
- ・警察署

## Q: 避難支援を行う関係機関(委員)には、どのような情報が提供されるのか？

A: 申請書に記入いただいた内容に基づき、次の情報が提供されます。

- ・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ・避難支援などを必要とする理由
- ・かかりつけ医療機関
- ・担当民生委員・児童委員に関する情報
- ・緊急連絡先に関する情報
- ・地域支援者に関する情報

## Q: 誰が名簿に登録できるの？

A: 平川市に在住・在宅の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・65歳以上でひとり暮らし及び高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳の障害等級1～3級の方
- ・療育(愛護)手帳判定基準の障害判定A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
- ・介護保険の要介護認定3～5の方
- ・その他支援を必要とする方(難病や歩行困難な方など)

**Q:登録をするには？**

A: 随時、申請を受付しておりますので、この名簿を自主防災組織などの地域支援を行う関係機関(委員)へ提供することに同意し、登録を希望される方は、別紙記入例を参考に「平川市避難行動要支援者登録申請書兼外部提供同意書」に必要事項を記入のうえ、次の受付窓口へ提出してください。なお、代理者による申請も可能です。

- ・健康センター 福祉課福祉総務係
- ・尾上総合支所 市民生活課市民係
- ・碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係
- ・葛川支所

**Q:緊急時の連絡先は、家族や親戚以外の知人などを記入してよいのか？**

A: 家族や親戚以外の方を緊急時の連絡先とする場合、その方から同意を得たうえで記入してください。

**Q:地域支援者の役割は？**

A: 地域支援者は、地域支援を行う関係機関(委員)とともに、可能な範囲で活動を行いますが、法的な責任や義務を負うことはありません。

**Q:地域支援者が見つからないと登録できないのか？**

A: やむを得ず地域支援者が見つからない場合でも、名簿に登録することはできます。

**Q:町会に加入していないと登録できないのか？**

A: 町会への加入の有無にかかわらず登録することができます。また、自主防災組織(又は町会)には、避難行動要支援者の町会への加入の有無にかかわらず、登録された内容が情報提供されます。

**Q:登録後に内容が変更となったときは？**

A: 本人の住所や緊急時の連絡先、地域支援者に関する情報など、名簿の登録内容が変更となったときは、以下の窓口に変更内容をお知らせください。

お問い合わせ:平川市 福祉課 福祉総務係 ☎44-1111(内線1164)